

PART II ライセンス契約条項 / LICENSE AGREEMENT TERMS

本条項は、乙が甲から NOLCIA NODE ライセンスの付与を受け、これを保有・運用する際の権利義務を定めるものです。

第1条 定義 / Definitions

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 「**NOLCIA NODE**」とは、甲が提供する AI 処理基盤と収益分配権をパッケージ化したライセンス単位をいう。
2. 「**本ライセンス**」とは、乙が本契約に基づき甲から付与される NOLCIA NODE 1 単位あたりの権利をいい、通し番号（#00001～#05000）により特定される。
3. 「**AI Clone**」とは、NOLCIA NODE 上で稼働する甲の主力サービスをいう。
4. 「**収益分配権**」とは、AI Clone 等の利用から生じる収益の一部を、本ライセンス保有者へ配分する権利をいう。
5. 「**ホルダー**」とは、本ライセンスを保有する個人または法人をいう。

第2条 ライセンスの付与方式 / License Assignment

1. 甲は、乙に対し、本契約の定めに従い、NOLCIA NODE ライセンスを付与する。
2. 甲は、受領した申込書の到達順に、空き番号のうち最も若い番号から順にシリアル番号を割り当てる。
3. 付与されるシリアル番号は、契約締結時に別紙「ライセンス目録」に明記される。
4. 付与総数は世界限定 5,000 枚（#00001～#05000）を上限とし、これに達した時点で新規の付与は停止される。
5. 本ライセンスには、AI 処理基盤の利用権および収益分配権が含まれ、甲が定める運用方針に従って甲が代行して運用・管理する。

第3条 ライセンス料および支払 / License Fee & Payment

1. 乙は、甲に対し、本ライセンスの対価および登録代行資金として、日本国内の取扱い開始時点においては 1 UNIT あたり金 550,000 円を支払うものとする。通常の登録価格は 1 UNIT あたり 3,500 米ドルとするが、日本国内の取扱い開始時点においては、当初取扱価格を 1 UNIT あたり金 550,000 円に統一する。
2. 本ライセンスの実際の登録は USDT により行うものとし、乙は、甲が乙に代わり、当該 USDT による登録手続を代行することに同意する。
3. 前二項の支払方法・支払期日その他必要事項は、別紙又は甲が別途指定する方法によるものとし、これに要する振込手数料その他の費用は、乙の負担とする。
4. 甲が乙にシリアル番号を通知した後、所定期間内に乙が支払および契約締結手続きを完了しない場合、当該予約は自動的にキャンセルされ、当該シリアル番号は次順位の申込者へ再割当される。
5. 乙から受領した金員は、本契約に別段の定めがある場合を除き返還しないものとする。

第4条 収益分配 / Revenue Distribution

1. 甲は、**AI Clone** その他本ライセンスに関連するサービスの利用により生じた収益のうち、甲が別途定める分配基準に従い算定された金額を、本ライセンス保有者に対し分配するものとする。
2. 前項の分配対象となる収益には、**AI** 利用料、サブスクリプション料、企業導入料、広告収入、ライブ配信手数料、投げ銭、**API** 利用料、マーケットプレイス手数料、**AI Clone** 販売収益、企業 **AI** 導入受託収益その他これらに関連して甲が受領する収益を含むものとする。
3. 分配額の算定方法、分配の条件、控除の有無、分配手続その他本条に定めのない必要事項については、甲が別途定める分配ルールによるものとする。
4. 乙は、本ライセンス発行後、甲が別途指定する方法により収益分配先ウォレットに関する情報を届け出るものとし、分配金は、前各項に基づき分配の対象となった収益について、自動的に分配処理され、当該届出に係るウォレットに送金する方法により支払うものとする。分配の発生時期は、当該時点における **NOLCIA NODE** の収益が甲の定める一定額に達した場合又は甲が別途定める時期的基準に従うものとし、その詳細は、**NOLCIA NODE** の開発又は運営の過程において甲が公表する条件によるものとする。
5. 甲は、将来の収益額、分配額又は最低分配額について、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではない。ただし、甲は、本条および前項の分配ルールに従い、分配金を誠実に算定し、乙のウォレットに対する送金手続を行うものとする。

第5条 ライセンスの譲渡 / Transfer of License

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾を得たうえで、本ライセンスを第三者へ譲渡することができる。
2. 譲渡に際しては、譲受人が本契約と同一の条件で本契約上の地位を承継することを条件とする。
3. 譲渡に伴い甲に生じる名義変更事務手数料は、乙の負担とする。

第6条 運用および管理 / Operations & Management

1. 本ライセンスに関する電力・冷却・保守・アップグレード等の運用管理業務は、すべて甲が代行する。
2. 乙は、本ライセンスの運用に関し、甲の運用方針に従うものとする。
3. 甲は、本ライセンスの安定運用に必要な範囲において、システム構成の変更・機能追加を行うことができる。

第7条 禁止事項 / Prohibited Acts

乙は、本契約に基づく本ライセンスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

1. ・法令または公序良俗に反する行為
2. ・甲もしくは第三者の知的財産権、プライバシー権その他の権利を侵害する行為
3. ・本ライセンスまたは **AI Clone** の運用に不正な影響を及ぼす行為
4. ・甲の事前の承諾なく、本ライセンスの権利内容を第三者へ再ライセンスする行為
5. ・虚偽の情報を甲に提供する行為、または第三者名義による申込・付与を受ける行為

第 8 条 秘密保持 / Confidentiality

1. 甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上・技術上の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の義務は、本契約の終了後も 3 年間存続する。

第 9 条 個人情報の取扱い / Personal Information

乙の個人情報の取扱いは、本書 **Part III**「個人情報保護方針」の定めに従うものとする。

第 10 条 契約期間 / Term

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から 5 年間とする。
2. 期間満了の 3 ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による解約の意思表示がない場合、本契約は同一条件でさらに 1 年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。
3. 乙は、本契約の有効期間中、自己都合による中途解約をすることができないものとする。乙が本ライセンスの処分を希望する場合は、第 5 条に定める手続に従い、第三者への譲渡又は転売によるものとする。

第 11 条 解除 / Termination

甲乙いずれか一方が本契約に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。次の各号のいずれかに該当する場合、催告なく直ちに本契約を解除することができる。

1. ・ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、破産手続開始、民事再生手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、または自ら申し立てたとき
2. ・ 手形または小切手が不渡りとなったとき
3. ・ 監督官庁より営業取消、停止その他の処分を受けたとき
4. ・ 反社会的勢力に該当することが判明したとき